

入札公告

一般廃棄物処理業務について一般競争入札を行いますので、高知県契約規則（昭和39年県規則第12号）第7条により公告します。

令和8年3月4日

高知県警察本部長 岩田 康弘

第1 競争入札に付する事項

1 件名

警察本部庁舎一般廃棄物処理業務

2 業務内容

(1) 廃棄物の種類

じんあい及び高知市の定める可燃ごみ

(2) 収集日

月曜日及び木曜日（高知県の休日を定める条例（平成元年県条例第2号）第1条第1項各号に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

(3) 収集場所

高知県警察本部庁舎地下1階廃棄物集積所

(4) 収集時間

午前7時30分から午前9時30分までの間

3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第2 入札参加資格

この業務の入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

2 高知市から一般廃棄物処理業の許可を得ている者であること。

3 高知県における次のいずれかの入札参加資格を有する者であること。

(1) 物品購入等に係る一般（指名）競争入札の参加資格

- (2) 建設工事に係る一般（指名）競争入札の参加資格
- (3) 清掃等に係る一般（指名）競争入札の参加資格
- 4 この公告の日から当該業務の入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月県告示第638号）等に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 5 高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」（平成23年3月県訓令第1号）に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
- 6 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

第3 入札参加の方法

- 1 この一般競争入札に参加を希望する者は、参加に必要な資格の確認を受けるため、提出期限までに次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出すること。また、入札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
 - (2) 高知市の発行する一般廃棄物処理業許可証の写し
 - (3) 第2の3に掲げる参加資格決定通知書の写し
 - (4) 業務実績証明書（別添）
 - 国（公社を含む。）又は地方公共団体との間において過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約実績について、業務名、発注者、契約期間及び契約金額を記した一覧表
- 2 一般競争入札参加資格確認申請書の交付
 - (1) 交付期間
 - この公告の日から令和8年3月12日（木）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。
 - (2) 交付場所
 - 〒780-8544
 - 高知市丸ノ内2丁目4番30号 高知県警察本部4階
 - 警務部装備施設課
 - 電話番号 088-826-0110（内線2264）
 - (3) 交付方法
 - (2)の場所で直接受け取りによる。

3 申請書等の提出方法

(1) 提出期限

令和8年3月12日（木）

(2) 提出方法

申請書の提出に当たっては、(1)の期限まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に2の(2)の場所に持参又は郵送（期限内に必着）すること。

なお、提出された申請書等は返却しない。

4 入札参加資格の確認について

入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日に行うものとし、その結果は令和8年3月18日（水）までに申請者に対して通知書にて通知する。

5 入札参加資格の喪失

4の結果通知後において、入札参加資格が有ると確認された者が次のいずれかに該当するに至ったときは、当該入札に参加することができない。

(1) 第2に掲げる入札参加資格のいずれかを満たさなくなったとき。

(2) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

第4 本件業務の仕様及び契約条項を示す場所

第3の2(2)による。

第5 入札に関する事項

1 入札予定日時

令和8年3月25日（水）午前10時40分（入札執行時刻に遅れた者は、入札に参加できない。）

2 入札予定場所

高知市丸ノ内2丁目4番30号 高知県警察本部2階201会議室

3 入札書の郵送

認めない。

4 入札保証金

高知県契約規則第9条及び第10条の規定による。

5 落札者の決定等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 高知県契約規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内

で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (3) 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きで落札者を決定する。
- (4) 3回まで入札しても落札者がいないときは、最終回の最低価格入札者（失格者及び辞退者を除く。）から順次協議し、随意契約により決定する。

6 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札及び高知県契約規則第21条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

7 入札に関し留意すべき事項

- (1) 入札書の記載事項について訂正し、又は字句を挿入したときは、必ずその箇所に押印しなければならない。ただし、金額を訂正することはできない。
- (2) いったん投かんした入札書は、これを取り替えし、訂正し、又は取り消すことはできない。
- (3) 代理人の入札に当たっては、委任状の提出を必要とする。

第6 その他条件等

1 契約保証金

高知県契約規則第39条及び第40条の規定による。

2 落札者が契約書に記名押印すべき期限

令和8年3月31日(火)

3 令和8年度高知県一般会計予算が提案どおり議決されなかった場合は、本件手続について停止等を行うことがある。

4 落札者が、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

第7 問い合わせ先

〒780-8544 高知市丸ノ内2丁目4番30号

高知県警察本部警務部装備施設課庁舎管理係

電話088-826-0110（内線2264）